研究相談事業実施要項

１　目的

学校における研究や研修、教育実践上の諸問題等について、教職員からの相談に応じることにより，学校の教育活動を支援することを目的とする。

２　対象者

幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教職員及び教育関係諸機関の関係者等

３　相談内容

（１）　教育課程、学習指導について

（２）　教育相談について

（３）　情報教育について

（４）　図書資料について

（５）　教育課題等について

４　相談方法

（１）　来所による相談

（２）　電話・オンライン会議システム等による相談

（３）　文書・メール等による相談

R05.04.04_周知会資料
（Web サイトには掲載しない）

研究相談について　内部取り決め事項

１　研究相談の担当者

（１）　原則として、研修サポート事業の担当者に準じる。

（２）　研修サポート事業に取上げられていない項目については、適任者が担当する。

２　その他

（１）　「LANDISK → 02-3_Kenkyu → 21_研究相談 → R5 研究相談 → R5 研究相談記録（入力用）」の該当月ファイルに相談を受けた者が各自入力する。

（２）　翌月の５日頃までを目安に、入力を完了する。

（３）　教育ライブラリーの図書資料については、月末締めで、教育ライブラリー担当が「研究相談記録」を研究相談担当指導主事に提出する。